

昭和二十五年二月七日受領
答 弁 第 二 一 一 号

(質問の 一一一)

内閣衆質第八号

昭和二十五年二月七日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員横田甚太郎君提出供出玄米の重量に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する

衆議院議員横田甚太郎君提出供出玄米の重量に関する質問に対する答弁書

現在、玄米の政府買入の場合用いている換算率は、玄米一五〇匁(四〇貫)をもつて一石としている。

右は昭和二十一年各都道府県知事宛通牒せられたものを、以降毎年踏襲して現在に至っている。

この一五〇匁をもつて一石と決定した基礎は、玄米の検査規格(二等)を一升重量四〇〇匁以上と決定されていることより算出されている。質問主意書三、の主要食糧容量換算表は政府買入とは無関係のものであり、これのみそのまま何等の説明も附せず参考書に記載したことは誤解を生ずるものであり遺憾であったと考える。

然し乍ら、前述の如く買入の際の玄米の換算については、通牒で決定指示されて居るので、質問の趣旨の如き誤謬は實際上問題とはならない。

尚昭和二十三年以降各都道府県に供出数量を指示する場合は、この種の誤解を防止するため玄米換算石及び玄米換算重量を併せ指示している次第である。

右答弁する。